

「パブリックコメント」いただいた意見と町の考え方

みやしろ健康福祉プランー障がい者編ー（第5期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）

みやしろ健康福祉プランー障がい者編ーに対するパブリックコメントは、平成30年1月12日から平成30年2月1日まで実施し、2人からご意見をいただきました。寄せられたご意見の概要と町の考え方は次のとおりです。

No	箇所	ご意見の概要	町の考え方
1	P8	この計画は、③地域福祉の推進を展望した計画と記述されており、地域福祉計画との整合を図ることが記述されています。特に、課題となる精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、支援を必要としている人を見逃さないよう、確実に早めの対応が大切と思います。そのためには、地域福祉計画の取り組みと連動する必要がある、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において、課題を共有しながら推進してほしいと思います。	本計画及び「地域福祉計画」の両計画の策定においては、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において協議を行い、課題の共有を図りました。今後においても両計画の策定及び事業運営の点検を「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において実施し、共有を図っていきます。
2	P41	③社会福祉協力校としての活動をとおした学習機会の提供の事業概要にある福祉協力校と社会福祉協力校は同じ意味ですか。協力校は毎年ローテーションで変わり、取り組み内容も毎年変わるのですか。	「福祉協力校」と「社会福祉協力校」とは同一のものです。「社会福祉協力校」に修正します。 「社会福祉協力校」は、町内の全小中学校が指定されています。体験活動やボランティア参加等を通じて社会福祉教育にご協力をいただいています。

3	P58	⑨地域定着支援の事業の概要。「単身で生活している障害者等」が表記誤りとなっています。	修正いたします。
4	P68	①居宅介護の事業の概要。「生活等に関する」が表記誤りとなっています。	修正いたします。
5	P77	⑩緊急時通報システム事業の事業概要。「地域住民等緊急協力員」とは、どういう方ですか。	「地域住民等緊急協力員」は「緊急通報協力者」の誤りですので修正いたします。 「緊急通報協力者」は、緊急時通報システム利用者から指定を受けた方で、緊急通報時に利用者の安否の確認や安全の確保を行います。
6	P85	①施設入所・グループホーム等の整備誘導の事業概要。地域生活への移行に向けたグループホームの設置ほかに、施設入所の整備誘導も進めるという考え方ですか。	本町内においては、居住系のサービスが少ないため、施設整備の促進において、入所施設を含めて計画に位置づけています。
7	P109	⑦進路指導の実施の現況。「一人一人の応じた…」が表記誤りとなっています。	修正いたします。
8	P119	④福祉作業所「ひまわりの家・すだちの家」の今後の方針について、実施体制の見直しとは、具体的にどのようなことですか。	福祉作業所の設置者を宮代町から宮代町社会福祉協議会に変更（移管）し、宮代町社会福祉協議会の自主的な経営による運営の効率化等を図ります。

9	P148	<p>施策 3-2-2①障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導（83 ページ掲載）は、P85 の①施設入所・グループホーム等の整備誘導のことですか</p>	<p>P85 の「①施設入所・グループホーム等の整備誘導」のことです。修正いたします。</p>
10		<p>計画案のいずれかのところに、高次脳機能障害について「早期発見・早期対応」で障害福祉サービスのパスポートである精神保健福祉手帳等につなげる体制をつくっていくことを計画に記してください。</p>	<p>P59「⑩障害者手帳の交付」を実施施策としており、高次脳機能障がいのある人も含め、手帳取得の支援を行うことを計画に位置づけております。</p>
11		<p>計画案のいずれかのところに、高次脳機能障害支援拠点（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の高次脳機能障害相談支援コーディネーターなども活用して、高次脳機能障害児者支援のネットワークの構築を図っていくことを記してください。</p>	<p>P50「①支援ネットワークのしくみづくり」や P56「①相談の一元化」を実施施策としており、高次脳機能障がいのある人も含め、障がいのある人に適切な相談体制の構築を図るよう計画に位置づけております。</p>
12		<p>計画案のいずれかのところに、高次脳機能障害に対する支援システムの構築で、介護保険担当課とも連携していくことも記してください。</p>	<p>P60「②関係各課の連携強化」を実施施策としており、高次脳機能障がいのある人も含め、適切なサービスを提供できるよう関係各課連携して支援を実施するよう計画に位置づけております。</p>
13		<p>「精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築」と記されている部分を「精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）にも対応した地域</p>	<p>高次脳機能障がいは、一般的に、器質性障がいとして、精神障がい者に分類されています。 本計画においては、障がい者の定義はしていません</p>

	<p>包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。</p>	<p>が、各法令等に準じており、「精神障がい者」は高次脳機能障がいを含んだものとして用語を使用していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
14	<p>高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p>	<p>当該事業の対象者として障がいのある人を包括する表現として「障がい者」としていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
15	<p>「意思疎通支援事業」について、意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれること、さらに入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。</p>	<p>国の「地域生活支援事業実施要綱」には「意思疎通支援事業」の対象として、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」と記されていることから、本町においても同様の考えとしていますが、本計画では、各施策におきまして対象者や利用条件などの詳細の記述はしていないところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
16	<p>「障がい児福祉計画」について、小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p>	<p>本計画においては、障がい児の定義はしていませんが、各法令等に準じており、「障がい児」については、高次脳機能障がいのある児童も含めて対象としています。</p>